

幼児教育・保育無償化の制度に関するご案内

(幼稚園・認定こども園版)

令和元年 10 月から開始した幼児教育・保育無償化では、お子さんの年齢、保育の必要性の有無といった条件によって、保育料無償化の対象者、無償化される費用や無償化の上限額がそれぞれ定められています。

本案内の内容をご確認いただき、ご不明な点は下記へお問い合わせください。

松本市役所こども若者部保育課 保育担当(東庁舎2階)

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 TEL:0263-33-9856(直通) FAX:0263-34-3236

※ 本案内は、幼稚園・認定こども園(教育部分)等における幼児教育・保育無償化に関する案内です。

※ なお、保育所、認定こども園、幼稚園の入園申込みに関する案内は別の案内になります。

※ 松本市に住民登録がある方で、松本市以外に所在する幼稚園等を利用されている方は、松本市に対して申請等の手続きを行っていただく必要があります。

目 次

幼児教育・保育無償化の制度と支給認定

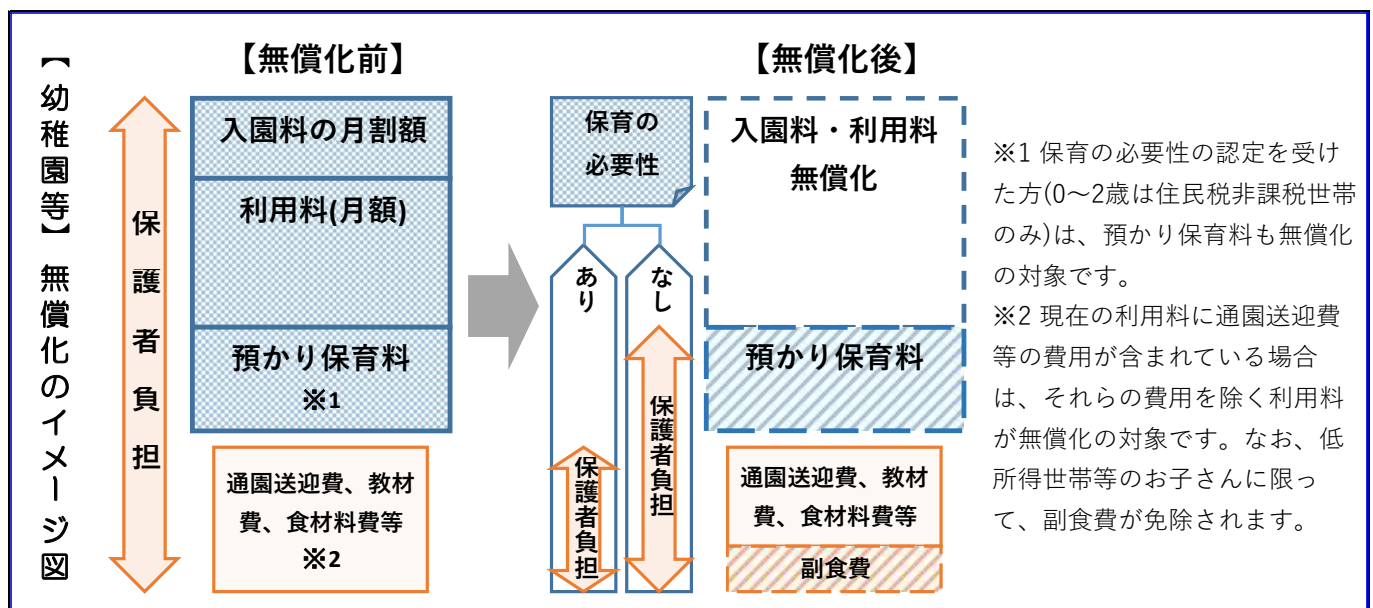
- | | |
|-------------|-----|
| 1 制度 | p.1 |
| 2 支給認定の区分 | p.1 |
| 3 施設等利用費の給付 | p.2 |
| 4 施設等利用費の金額 | p.2 |

無償化のための手続き(施設等利用費の請求等)

- | | |
|---------------------|-----|
| 1 施設等利用費の請求手続きが必要な方 | p.5 |
| 2 副食費免除のための手続き等 | p.5 |
| 無償化に関する Q & A | p.6 |

無償化のための手続き(施設等利用給付認定の申請)

- | | |
|--------------|---------|
| 1 申請方法等 | p.3 |
| 2 保育の必要性について | p.3 - 4 |
| 3 変更の届出等 | p.4 |



幼児教育・保育無償化の制度と支給認定

1 制度

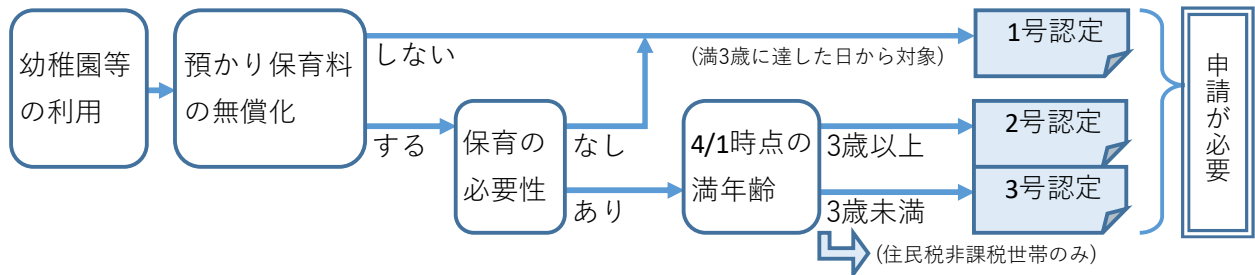
幼稚園(施設型給付を受けない園)等の利用料および新制度幼稚園・認定こども園の預かり保育の無償化は、子ども・子育て支援法に基づく「子育てのための施設等利用給付」と位置付けられています。支給認定は、保護者からの申請により、この給付を受ける資格・区分などを市が認定する仕組みのことです。利用料等を無償化するためにはこの認定を受ける必要があります。

2 支給認定の区分

(1) 施設型給付を受けない幼稚園等を利用される方

信州大学教育学部附属幼稚園

対象になる全ての方は、「施設等利用給付認定」の申請をしていただきます。なお、預かり保育料の無償化を希望される方は、2号または3号(「保育の必要性」がある方※)の認定を受ける必要があります。

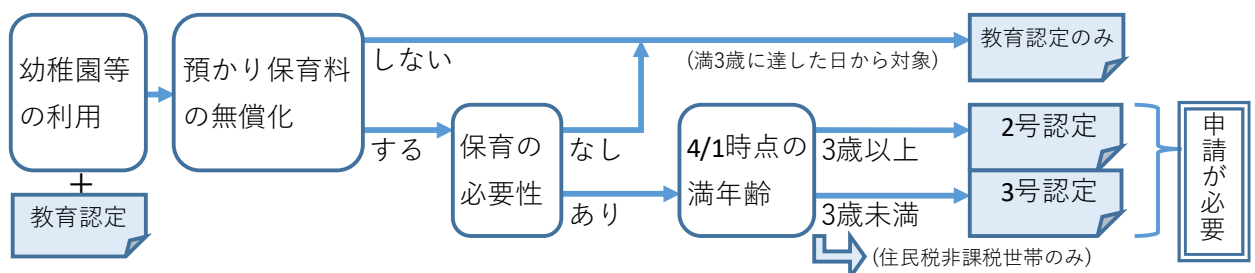


(2) 新制度幼稚園、認定こども園を利用される方(預かり保育料の無償化を希望する方)

松本幼稚園、本郷幼稚園、本郷南幼稚園、鈴蘭幼稚園、聖テレジア幼稚園、松本青い鳥幼稚園、松本いずみ幼稚園、認定こども園深志、ささべ認定こども園、認定こども園ふたご、やよい認定こども園、認定こども園聖十字幼稚園、信学会松本こども園、信学会やまびこの森こども園、認定なぎさこども園、認定こども園松本光明幼稚園、認定こども園松本中央幼稚園、認定こども園松本短大幼稚園、認定こども園白百合幼稚園、信学会松本南幼稚園、信学会松本神映幼稚園、松本シュタイナー認定こども園ひなたぼっこ、インターナショナルスクールオブ長野南松本キャンパス、インターナショナルスクールオブ長野島内キャンパス

これらの施設を利用される方は、入園の際に「教育・保育給付認定」の教育認定を受けます。

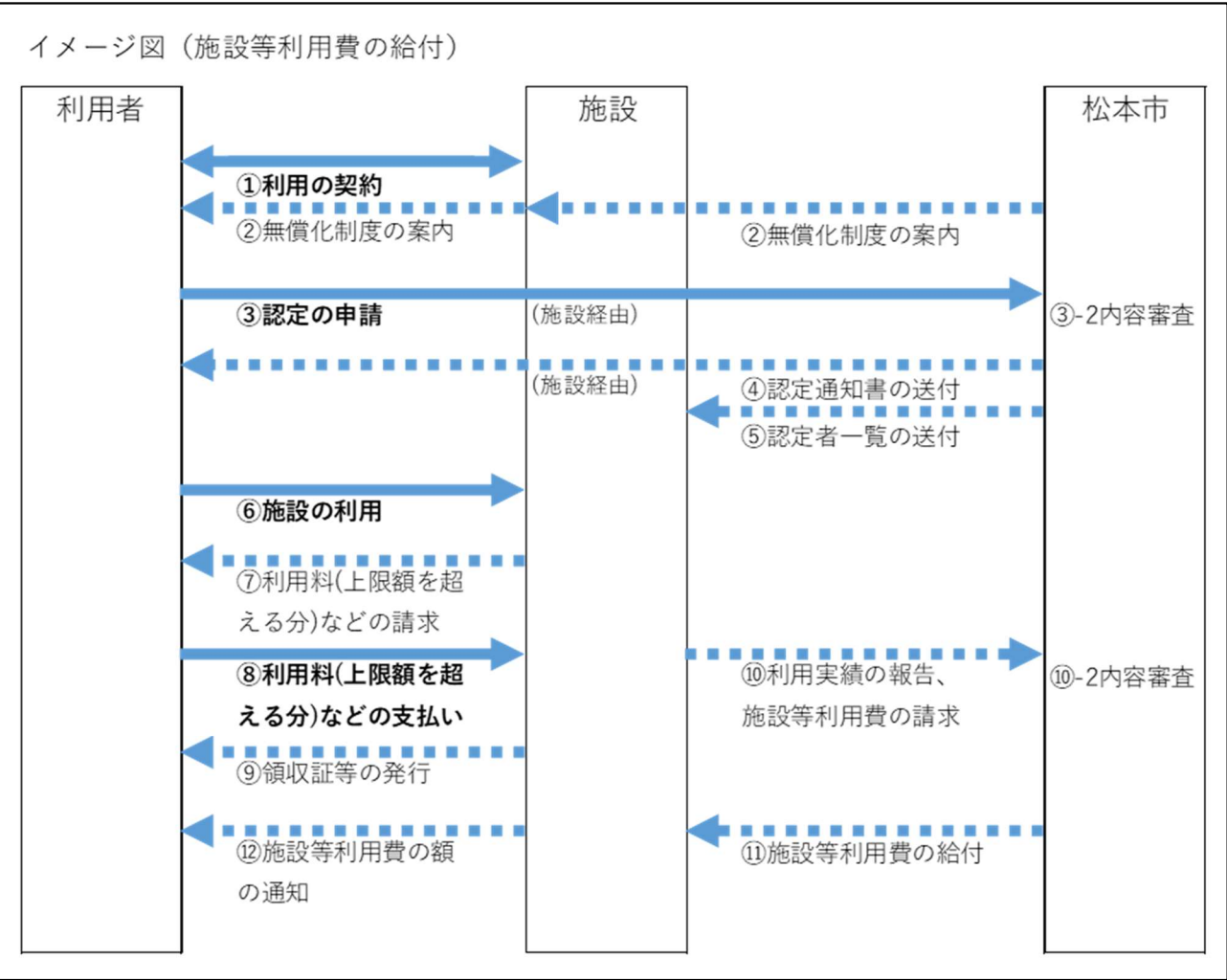
なお、預かり保育料の無償化を希望される方は、教育認定に加えて「施設等利用給付認定」の2号または3号(「保育の必要性」がある方※)の認定を受ける必要があります。



※ 当年度4月1日時点で満3歳に達していないお子さんは、住民税非課税世帯のみが対象です。課税・非課税については9～3月の認定は当年度の課税に基づき、4～8月の認定は前年度の課税に基づいて認定します。

3 施設等利用費の給付

施設等利用給付認定を受けた方は、施設等利用費の給付が行われます(無償化)。幼稚園・認定こども園等では、原則として市から施設に対して給付を行い、利用者は無償化の上限額を超える利用料や無償化の対象外の費用を施設にお支払いいただきます。



4 施設等利用費の金額

※記載の金額は令和 8 年 10 月から適用のためご注意ください。

施設等利用費は、それぞれの施設が定めている利用料・入園料、利用者が実際に利用した預かり保育に関する料金と下記の上限額を比較して、どちらか少ない方の金額を給付します。

認定区分	利用料・入園料 (月額)	預かり保育料 (月額)※	無償化の対象外 である費用
1号	28,000 円 (国立大学附属幼稚園は 8,700 円)	対象外	通園送迎費、日用品費、食材料費、行事費等
2号		12,300 円	
3号		17,700 円	

※ 預かり保育料は、実際の利用日数が月に 25 日以下である場合、490 円×利用日数で計算した金額が上限になります。必要に応じて、日割計算を行う場合があります。

- 例 1. 利用料・入園料(月額)が 30,000 円かかる⇒ 30,000 - 28,000 = 2,000 円が利用者の負担
例 2. 利用料等が 20,000 円、預かり保育が 10 日利用して 5,000 円かかる
⇒(利用料) 20,000<28,000 なので 20,000 円が無償化
(預かり保育料)5,000 - (10×490) = 100 円が利用者の負担

無償化のための手続き(施設等利用給付認定の申請)

1 申請方法等

(1) 申請が必要な方

- ① 施設型給付を受けない幼稚園等を利用される方
- ② 幼稚園・認定こども園(教育部分)の預かり保育料の無償化を希望される方

(2) 提出先

利用されている(利用する予定の)施設を経由して、市役所保育課へご提出ください。

(3) 申請の締切

利用の開始を希望する月の前月 **15 日**(15 日が土日祝日の場合はその前日)が毎月の締切です。

なお、必ず利用を開始する前に申請を行ってください。認定を受ける前に利用した分の利用料は無償化されませんので、ご注意ください。

(4) 認定の有効期間

認定の有効期間内に利用した分の利用料等に限り、無償化の対象となります。2 号または 3 号認定では、保育を必要とする事由によって、年度の途中で有効期間が満了になる場合があります。

2 保育の必要性について

(1) 保育を必要とする事由

お子さんの保護者(両親)がいずれも「保育を必要とする事由」に該当していることが必要です。

保育を必要とする事由	具体的内容
就労	家庭内外で児童と離れて家事以外の労働をしている場合 (最低 1 ヶ月に 64 時間以上の労働をしていること) ※ 農業の場合、作付面積が 15 アール以上あること
妊娠出産	母親が妊娠中であるか、出産後間がない場合 0、1 歳クラス: 妊娠が分かったとき～出産月の翌月から数えて 6 ヶ月まで 2～5 歳クラス: 妊娠が分かったとき～生まれた子が 3 歳になる年度の 3 月末まで ※ 申込児童のクラス年齢(4 月 1 日現在の満年齢)により利用できる期間が異なります。認定は、生まれた子が未就園の間に限ります。
疾病・障害	疾病にかかっている、負傷している、精神または身体に障がいがある場合
親族の介護・看護	同居または長期入院等している親族(申込児童を除く)を常時介護・看護している場合(1 ヶ月に 64 時間以上介護・看護にあたっていること)
同居人以外の介護・看護	同居以外の親族(申込児童を除く)を常時介護・看護している場合(1 ヶ月に 64 時間以上介護・看護にあたっていること)
家庭の災害の復旧	震災等の災害の復旧に当たっている場合
求職活動・起業準備	求職活動や起業準備をしている場合 (最長 3 か月までとします。また、同一年度中に同じ理由での再認定はできません)
就学	家庭の外で就学している場合(職業訓練校等における職業訓練を含む) (1 ヶ月に 64 時間以上の就学をしていること)
虐待やDVのおそれ	児童虐待を行っているまたは再び行われるおそれがあると認められる場合等
育休取得中で、既に保育の必要性があると認定されている児童の継続利用が必要と認められるもの	育児・介護休業法に基づく育児休業期間中で、既に保育の必要性があると認定されているお子さんの継続利用が必要と市が認める場合

(2) 必要書類

【就労】
・ 自身や親族が経営者でない第三者の経営する会社等に勤務する方 「就労証明書」に、職場から証明を受けてください。 ・ 自営業の方、自身や親族が経営する会社等に勤務する方、農業を営んでいる方 「就労証明書」に、就労者自身が記入してください。 添付の資料として、確定申告書や源泉徴収票、事業所名記載の本人(被保険者)の保険証の写し等が必要です。(原則、本人名義の書類。就労予定等で本人証明がまだない場合に限り他人名義の書類可。)
【妊娠出産】
母子健康手帳のコピー(表紙および出産予定日が確認できるページまたは出産届出済証明のページ)
【疾病・障害】
障害者手帳・療育手帳のコピーまたは医師による診断書(市の様式) ※ 診断書は、「傷病の程度」の項目いずれかに該当し、「保育できない理由」が記載されていること。 ※ 父・母の証明の場合、「乳幼児保育不可能」であることが確認できないと受付できません。 ※ 手帳や診断書に記載された期間(加療見込期間)が認定の有効期間となります。
【親族の介護・看護】
障害者手帳(1・2 級)・療育手帳のコピーまたは医師による診断書(市の様式)及び介護・看護状況申告書 ※ 診断書は、「傷病の程度」の項目いずれかに該当し、「介護や看護が必要な理由」が記載されていること ※ 手帳や診断書に記載された期間(加療見込期間)が認定の有効期間となります。
【同居人以外の介護・看護】
上記【親族の介護・看護】の必要書類に加え、介護・看護を必要とする方の家庭内で 65 歳未満の同居人がいる場合、その同居人の方が介護・看護できないことを証する第三者の証明書(就労証明書、診断書等)
【家庭の災害の復旧】 町会の民生・児童委員による実態調査書
【求職活動】 「求職に関する申立書」(市の様式)
【起業準備】 「就労証明書」および添付書類(店舗賃貸借契約書、開業届等のコピー)
【就学】
学生証または在学証明書のコピー及び必要に応じて、カリキュラム等の就学時間のわかる資料(専修学校、職業訓練学校は必須)
【虐待や DV のおそれ】 事前に保育課またはこども福祉課へご相談ください。
【育休取得中】 育児休業期間が明記された書類(職業安定所または職場発行)

3 変更の届出等

(1) 変更届等

申請内容から変更が生じた場合は、利用されている施設または保育課に届け出てください。

届出内容	提出が必要な場合	提出時期
変更認定の申請	認定区分、有効期間、保育を必要とする事由が変更になる場合 (例:1 号認定から 2 号認定、2 号認定から 1 号認定に変更する場合、出産が予定より早まり認定期間が変更になる場合、退職等により保育を必要とする事由に該当しなくなる場合等)	変更を希望する月の前月 15 日まで(保育課着)
申請内容の変更届	住所や世帯員、その他変更認定の申請に該当しない内容が変更になった場合 (例:離婚・再婚、出産等による世帯員の変更、(3 号のみ)税の更正等があった場合)	速やかに

(2) 現況届

「保育の必要性の認定」を受けた方(2 号または 3 号認定)は、年一回、認定状況に変化がないか一斉確認が必要なため、保育課から提出を依頼します。(提出時期はあらためてご連絡します。)

無償化のための手続き(施設等利用費の請求等)

1 施設等利用費の請求手続きが必要な方

下記に該当する方は、例外的に施設等利用費の請求手続きが必要です。請求手続きの方法等については、支給認定を受けた方にご連絡します。ご不明な点がございましたら、保育課にご相談ください。

(1) 預かり保育料が無償化される方(2 号または 3 号認定)のうち、特定の園を利用する場合

信州大学教育学部附属幼稚園と松本市以外に所在する園のうち請求手続きが必要な特定の園は、預かり保育料を無償化するために松本市への請求手続きが必要です。特定の園を利用される 2 号または 3 号認定を受けた方には、請求手続きが必要な旨をお知らせします。

(2) 在籍する施設の預かり保育の実施日数等が少なく、認可外保育施設等の利用料が無償化される方

下記に掲げる施設に在籍する 2 号または 3 号認定を受けた方(預かり保育料が無償化の対象になる方)は、認可外保育施設等の利用料が上限額の範囲内で無償化の対象になります。認可外保育施設等の利用料を無償化する場合には、市に施設等利用費の請求を行っていただく必要があります。

【預かり保育の実施日数等が少ないと認められる施設】

信州大学教育学部附属幼稚園、松本盲学校幼稚園、松本ろう学校幼稚園
(平日の教育および預かり保育の提供時間数が(教育時間を含めて)8 時間未満または年間開所日数が 200 日未満の施設)

2 副食費免除のための手続き等(施設型給付を受けない幼稚園等)

(1) 副食費免除の制度

施設型給付を受けない幼稚園等において、以下の要件に該当する場合は、免除の対象となります。(別途、免除の申請が必要です。)

- ①年収 360 万円未満相当世帯(世帯の住民税所得割額が 77,100 円以下)のお子さん
- ②すべての世帯における小学校第 3 学年修了前のお子さんのうちで第 3 子以降のお子さん

上記のいずれかに該当する方は、お手続きいただくと副食費(おかず、おやつ代等)が免除されます。なお、免除される副食費には上限があります。上限額は、園ごと、年度ごとに異なります。

(新制度幼稚園、認定こども園を利用される方の副食費も、上記と同様の基準で免除されますが、原則として手続きは必要ありません。)

(2) 免除のための手続き

以下の書類を各園へご提出いただき、市から免除の決定を受ける必要があります。(施設等利用給付認定の申請時に、あらかじめ副食費免除のための情報利用について同意していただきます。)

- ①副食費の実費徴収に係る補足給付申請書
- ②基準年の 1 月 1 日に松本市に住民票がなかった方は、以下のいずれか一点
 - ・所得及び課税額証明書(1 月 1 日に住民票があった市区町村から発行されます。)
 - ・市県民税特別徴収額決定通知書の写し(お勤めの事業所から発行されます。)
 - ・海外在住期間のある方は、海外での収入の分かるもの、社会保険料等の支払額証明書

無償化に関する Q & A

下記の Q & A のほかにも、ご不明な点等がございましたら市役所保育課へお問い合わせください。

Q1: 満 3 歳未満の子どもは無償化の対象にならないのですか。

A1: 満 3 歳未満のお子さんは、「保育の必要性」がある住民税非課税世帯のみ無償化の対象となります。

なお、利用している満 3 歳未満児の保育サービスが、無償化の対象事業として認められている場合に限って利用料が無償化されます。満 3 歳未満児の無償化については、保育課へお問い合わせください。

Q2: 預かり保育の無償化を希望しない場合は、申請は不要ですか。

A2: 新制度幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用する方で、預かり保育の無償化を希望しない場合は、申請は不要です。なお、施設型給付を受けない幼稚園を利用する方は、預かり保育の無償化を希望しない場合でも 1 号認定の申請が必要です。

Q3: 申請の手続きが間に合わなかった場合は、遡って無償化(認定)してもらえますか。

A3: 申請を(書類に不備がない状態で)受理した日より前に遡って、無償化の対象とする(認定する)ことはできません。必ず利用の開始に間に合うように申請を行ってください。

Q4: 認可外保育施設等の利用料も合わせて無償化の対象になりますか。

A4: 原則として、対象になりません。

ただし、本案内 5 ページの 1-(2)に該当する場合に限り、預かり保育として利用する認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になります。

Q5: 幼稚園によっては、保育料と入園料に通園送迎費、教材費、食材料費等の無償化対象外の費用が含まれている施設もあると聞きますが、その場合は保育料と入園料の全額が無償化の対象になりますか。

A5: 無償化の対象外の費用を差し引いた、残りの金額が無償化の対象です(差し引いた後の金額が上限額を超える場合は、上限額まで無償化)。

Q6: (施設型給付を受けない幼稚園)年度の途中に入園(転入)した場合や退園(転出)した場合には、入園料はどのような計算で無償化されますか。

A6: 入園料は月額に換算し(入園料÷年度内の在籍月数)、利用料(月額)との合計を無償化上限額と比較して、どちらか少ない方の金額を無償化します。よって、年度途中の入退園で在籍月数が変動した場合は、無償化の対象になる金額は変わります。(住民票が松本市にある期間のみ、対象となります。)

Q7: 就労について、1 日に 6 時間勤務で 1 ヶ月に 12 日勤務の、1 ヶ月 72 時間の勤務をしていますが、「保育を必要とする事由」に該当しますか。

A7: 1 ヶ月に 64 時間以上の勤務があれば、「保育を必要とする事由」に該当します。

Q8: 「保育を必要とする事由」のうち有効期間が定められるものについて、有効期間が経過してしまった場合は預かり保育料の無償化の対象から外れてしまうのですか。

A8: 有効期間の定めがあるもの(妊娠出産や求職活動等)は、その事由に代わる他の事由に該当しない限りは、有効期間を経過すると預かり保育料の無償化の対象外になります。

引き続き預かり保育料の無償化を希望する場合は、有効期間が経過する前に、他の事由に該当するとして認定の変更申請を行ってください。

松本市内の幼稚園・認定こども園

区分	園名	定員	所在地	TEL	教育時間	預かり保育	預かり保育 利用料	送迎バス	送迎用駐車場	
国立	信大附属	80	桐 1-3-1	37-2214	9:00～14:20	14:20～16:20	月～金で設定日のみ 1 回 1,100 円(詳細は園へ)	無	20 台	
新制度幼稚園	公立	松 本	80	蟻ヶ崎 2-4-50	32-0904	9:00～14:00	14:00～17:00	1 回 400 円	無 (他施設共用)	34 台
		本 郷	80	浅間温泉 2-12-15	46-1876	9:00～14:00	14:00～17:00	1 回 400 円	無 (他施設共用) ドライブスルー	30 台
		本 郷 南	80	横田 4-25-2	35-5165	9:00～14:00	14:00～17:00	1 回 400 円	無 (他施設共用)	20 台
	私立	鈴 蘭	120	県 1-4-23	36-2094	8:40～14:30	8:10～8:40 14:30～18:10	早朝無料、夕方(～16:40)1 回 300 円 (16:40～)30 分ごと 50 円加算 (長期休暇)1 回 500～700 円(詳細は園へ)	無	60 台 (他施設共用)
		聖テレジア	105	丸の内 9-32	33-8206	8:30～14:00	8:00～8:30 14:00～18:00	(8:00～8:30)1 回 100 円、(降園後～15:00) 1 回 400 円、(降園後～16:00)1 回 500 円 16:00～ 30 分ごと 100 円加算	無	有
		松本青い鳥	180	寿豊丘 606-1	58-2887	8:30～15:30	7:30～8: 30 15:30～18:00	(早朝)1 回 150 円、(～17:00)1 回 300 円、 (～18:00)1 回 400 円 長期休暇(8:30～16:00)450円(詳細は園へ)	有	200 台
		松本いずみ	80	桐 1-4-7	33-2553	9:00～14:30	15:00～18:00 (休暇)9:00～17:00	1 回 450 円、月 5,000 円 (長期休暇)1 時間 150 円	有	有
認定こども園	私立	深 志	120	深志 2-4-27	35-9187	9:00～15:00	7:30～8:30 15:30～19:00	30 分 100 円、月 1,100 円/30 分	無	20 台
		ささべ	219	笹部 3-13-25	25-0150	8:30～15:00	7:30～8:30 15:00～18:30 (無料)15:00～16:30	1 日 400 円、月 5,200 円 おやつ代月1,500円(16:30までの無料時間利用者 のみ徴収)	有	50 台
		ふたご	120	笹賀 4992-1	58-2196	9:00～16:00	7:30～9:00 16:00～18:00	1 回 30 分 150 円 月 30 分 1,000 円 1 時間 1,500 円 1.5 時間 2,000 円 2 時間 3,000 円	無	50 台
		やよい	120	南原 2-11-5	27-3377	9:00～14:00	(無料) 8:30～ 9:00 (無料)14:00～16:30 (有料)16:30～18:00 (時間要相談)	(有料)16:30～18:00 (30 分 700 円)	無	29 台
		聖十字	179	開智 1-6-25	32-4688	8:30～14:00	7:30～8:30 14:00～17:00	1 時間 200 円 おやつ 1 食 100 円	有 (他施設共用)	18 台
		なぎさ	70	渚 1-1-9	25-0632	8:30～14:00	7:30～8:30 14:00～18:30	1 時間 200 円	無	4 台
		松本光明	140	女鳥羽 1-9-16	33-7763	9:00～15:00	7:30～8:30 15:00～18:30	(早朝)1 回 100 (15:00～16:30)1 回 100 円 1 時間ごと 100 円加算	有	20 台
		松本中央	160	蟻ヶ崎 4-4-10	36-0737	8:30～14:00	7:30～8:30 14:00～18:30	(早朝、16:30以降)30 分 200 円 (14:00～16:30)1 回 450 円 長期休暇8:30～14:00 1 回 800 円	有	20 台
		松本短大	155	寿台 7-4-1	58-6563	8:30～15:00	7:30～8:30 15:00～18:30	早朝30 分 100 円(7:30～8:30) 平日30 分 100 円(15:00～18:30) 長期休業1 日 400 円(8:30～17:00)	有	20 台
		白 百 合	150	村井町南 4-6-4	86-1084	9:30～14:00	(有料)7:30～8:30 (無料)8:30～9:30 (有料)14:00～18:30	30 分あたり 50 円／回	有	70 台
		信学会 松本こども	135	笹賀 3121	58-8028	9:00～15:00	(有料)7:30～8:30 15:30～19:00 (無料)8:30～9:00 15:00～15:30	30 分あたり 100 円／回 長期休業中 8:30～16:00 1 回 1,500 円	無	22 台
		信学会 やまびこの森	213	小屋南 1-8-10	58-1229	9:00～15:00	(有料)7:30～8:30 15:30～19:00 (無料)8:30～9:00 15:00～15:30	30 分あたり 100 円／回 長期休業中 8:30～16:00 1 回 1,500 円	無	35 台
		信学会 松本南	271	野溝木工 2-6-31	28-4888	10:00～14:00	(有料)7:30～8:30 15:30～19:00 (無料)8:30～10:00 14:00～15:30	30 分あたり 100 円／回 長期休業中 8:30～16:00 1 回 1,500 円	有	50 台
		信学会 松本神映	98	神林 3682	26-7850	10:00～14:00	(有料)7:30～8:30 15:30～19:00 (無料)8:30～10:00 14:00～15:30	30 分あたり 100 円/回 長期休業中 8:30～16:00 1 回 1,500 円	有	50 台
		ひなたぼっこ	15	波田 10371-3	74-1503	8:30～14:30	①8:00～8:30 ②14:30～16:30 ③16:30～17:00	①30 分 150 円②30 分 100 円③30 分 150 円	無 (職員用駐車場 を除く)	13 台
		ISN 南松本	94	南松本 1-2-2	87-5971	9:00～16:00	7:30～9:00 16:00～19:00	月 3,800 円	有	20 台
		ISN 島内	68	島内 7779-1	88-6562	9:00～16:00	7:30～9:00 16:00～19:00	月 3,800 円	有	15 台